

京都市告示74号

地方自治法施行令第158条第1項の規定に基づき、平成16年4月1日から平成17年3月31日まで、株式会社ニチイ学館を京都市公金収納受託者とし、京都市児童福祉センター及び京都市児童療育センターに係る公金徴収事務を委託します。

平成16年4月1日

京都市長 榎本 頼兼
(児童福祉センター総務課)